

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について

令和5年9月
長野県池田町総務課財政係

1 要旨

地方公共団体の財政状況を統一指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という。）が平成19年6月に公布、平成21年4月に全面施行されました。

従来の再建法制では、普通会計の収支のみが対象となっており、いきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、他の会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とはならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、公営事業会計を連結させた赤字や一部事務組合等も含めた公債費負担の重さ、関連団体に対する将来的な負担の重さ等を考慮するなど、多角的な視点から財政状況をとらえることとされました。

これにより、健全化判断比率として、年間の収支等を基礎にしたフローの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のほか、年度末の残高を基礎としたストックの指標（将来負担比率）と公営企業の経営健全化の指標（資金不足比率）を算定し、公表することが義務付けられました。

2 健全化判断比率

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
R4年度	—	—	12.1%	—
R3年度	—	—	12.6%	—
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

(1) 実質赤字比率 令和4年度 —（なし） （令和3年度 —（なし））

普通会計における令和4年度の実質収支は、6,304万円の黒字であり、実質赤字比率はありません。なお、早期健全化基準（イエローカード）は15.00%、財政再生基準（レッドカード）は20.00%とされています。

☆実質赤字比率とは？

普通会計において、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を除いた実質収支が赤字（マイナス）である場合、その赤字額の標準財政規模に占める割合を示すものです。

実質収支が黒字である場合は、実質赤字比率がないこととなり、公表資料等には実質赤字比率を「—」と記載することとされています。

☆普通会計とは？

公営事業会計以外の会計のことをいい、当町では一般会計と工場誘致等特別会計の2会計が普通会計に該当します。

☆標準財政規模とは？

自治体が標準的な状態のとき、通常収入されると見込まれる一般財源の規模（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）をいいます。

☆家計に例えると…

年収に対し、赤字の額がどれくらいかを示します。一般的な家庭では、収入に応じて支出を切り詰め、赤字にならないよう家計をやりくりしています。実質赤字比率は、赤字額の年収に占める割合を算出することにより、赤字の解消を図ったり、累積を防いだりするための指標です。

(2) 連結実質赤字比率 令和4年度 －（なし） （令和3年度 －（なし））

当町の全会計における令和4年度の実質収支の合計額は、9億7,094万円の黒字であり、連結実質赤字比率はありません。なお、早期健全化基準（イエローカード）は20.00%、財政再生基準（レッドカード）は30.00%とされています。

☆連結実質赤字比率とは？

普通会計のほか、公営事業会計（当町では簡易水道特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の3つの公営企業会計と国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を含めた5会計が該当）を含めた町の全会計を対象にした指標で、実質収支（地方公営企業法適用企業（当町では水道事業、下水道事業）については資金不足額・剰余額）の合計額の標準財政規模に占める割合を示すものです。

実質収支の合計額が黒字である場合は、連結実質赤字比率がないこととなり、公表資料等には連結実質赤字比率を「－」と記載することとされています。

☆資金不足額・剰余額とは？

公営企業会計において、現金・預金などの流動資産から、一時借入金・未払金などの流動負債を差し引いて算出します。不足額がある場合は、短期の資金繰りに支障をきたすことになり、その分どこかから資金を調達してくる必要が生じます。

☆家計に例えると…

池田家において、お母さんが管理している主家計のほか、家族全員の財布の中身を合計し、赤字の割合を示すものです。やりくり上手のお母さんがいても、お父さんが投資で大損したり、子どもたちが高級車を購入したりして赤字が膨らんでいけば、やがては、池田家全体で赤字をカバーすることになり、主会計を圧迫します。

(3) 実質公債費比率 令和4年度 12.1% （令和3年度 12.6%）

地方債協議制度の下では、18.0%以上の団体は、地方債の発行に際し県知事の許可が必要となります。

さらに、25.0%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35.0%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。なお、健全化法の基準については、現行の地方債協議制度を踏まえ、早期健全化基準（イエローカード）は25.0%、財政再生基準（レッドカード）は35.0%とされています。

令和13年度までのシミュレーションでは、ピークでも18.0%は超えない見通しですが、今後の地方債の借入額が見込みより増えると実質公債費比率も上昇してしまいますので、事業導入の際は慎重に判断していく必要があります。

☆実質公債費比率とは？

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標で、平成18年度の地方債協議制度への移行により導入されました。

地方債の償還額に加えて、公営企業会計、一部事務組合や広域連合の地方債に充てた支出を含めた公債費負担額が、標準財政規模に占める割合を示すもので、通常、過去3年間の平均値を使用します。

☆家計に例えると…

年収に対するローン返済額の割合にあたり、借金額が適正かどうかを判断する数値です。池田家の場合、最も返済額が大きいのは住宅ローンですが、子どもが払っているマイカーローンへの補助なども合計します。

(4) 将来負担比率 令和4年度 — (令和3年度 —)

令和4年度末の将来負担額よりも充当可能財源等の方が22億226万円多いため、将来負担比率はありません。

比率算定の分子に含まれる債務残高は、①普通会計の地方債残高、②債務負担行為に基づく支出予定額、③他会計や一部事務組合等の地方債元金償還に充てる繰出金・負担金、④退職手当支給予定額、⑤出資法人等の債務のうち普通会計の負担が見込まれる額、⑥連結実質赤字額、⑦一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち普通会計の負担が見込まれる額とされ、その債務残高に充当可能な財源（地方債残高に対する交付税算入見込額、充当可能な基金その他特定財源）を差し引いた額が分子となります。

また、分母については、標準財政規模から普通交付税の基準財政需要額に算入された元利償還金の額を差し引いた額とされています。なお、早期健全化基準（イエローカード）は、350.0%とされていますが、財政再生基準（レッドカード）には採用されていません。

☆将来負担比率とは？

普通会計の地方債残高のほか、退職金引当額など予定される債務、公営企業や一部事務組合、広域連合に対する債務も含め、町が背負っている実質的な債務の標準財政規模に占める割合で、将来的な負担の重さを示すものです。

標準的な年間収入の何年分の債務があるかというイメージとなっています。

☆家計に例えると…

住宅ローンやマイカーローンの残高、連帯保証になっている親戚の借金など、池田家で現在確定している将来負担額の合計から、その支払いに予定している預貯金の額を引いた残額の年収に占める割合です。

この数値が高い場合、将来こうした負担額を実際支払う必要があることから、池田家の家計を圧迫する可能性が高いことになります。

3 資金不足比率

資金不足比率は、健全化法において、前述の四つの財政指標とともに定められており、上下水道事業など公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。短期的な支払に充てる手持ち資金や売却可能資産が不足する場合、資金不足になります。

令和4年度においては、次のとおり資金不足を生じた会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

会計名	事業規模（千円）	資金不足額	資金不足比率
水道事業会計	191,125	—	—
下水道事業会計	173,117	—	—
簡易水道特別会計	2,522	—	—

4 用語等の説明

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成19年度決算から、地方公共団体は財政の健全性を示す指標（健全化判断比率と資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられました。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率が早期健全化基準や財政再生基準以上となった場合には、それぞれ制度に従って計画的に財政の健全化を図ることになります。

さらに、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合も、ほぼ同様の措置が義務付けられています。

この法律には、地方公共団体全体の財政上の姿を反映することにより、①地方公共団体が破たんしている前の、健全性が損なわれつつある段階から早期の財政健全化を図ること、②国の指導監督ではなく、地方公共団体の議会、監査、住民自らが財政状況をチェックすること、以上2点の特色があります。

区分		池田町における 会計・団体	健全化判断比率			資金不足 比率
地方公共団体	一般会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計	工場誘致等特別会計				
	公営事業会計	国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計	水道事業会計 下水道事業会計 簡易水道特別会計				
一部事務組合 広域連合・企業団		中信地域町村交通災害共済事務組合 穂高広域施設組合 池田松川施設組合 北アルプス広域連合 高瀬広域水道企業団 長野県市町村総合事務組合 長野県自治振興組合 長野県後期高齢者医療広域連合 長野県地方税滞納整理機構				
地方公社・第三セクター		池田町土地開発公社 (R2.10.26解散)				

(2) 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」と判断され、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、財政健全化団体として、悪化要因の分析や最短での解消方法などを目標とするもので、議会の議決を経て定め、すみやかに公表するとともに、県知事への報告が必要とされています。県や国はその概要や実施状況を全国公表することとされています。

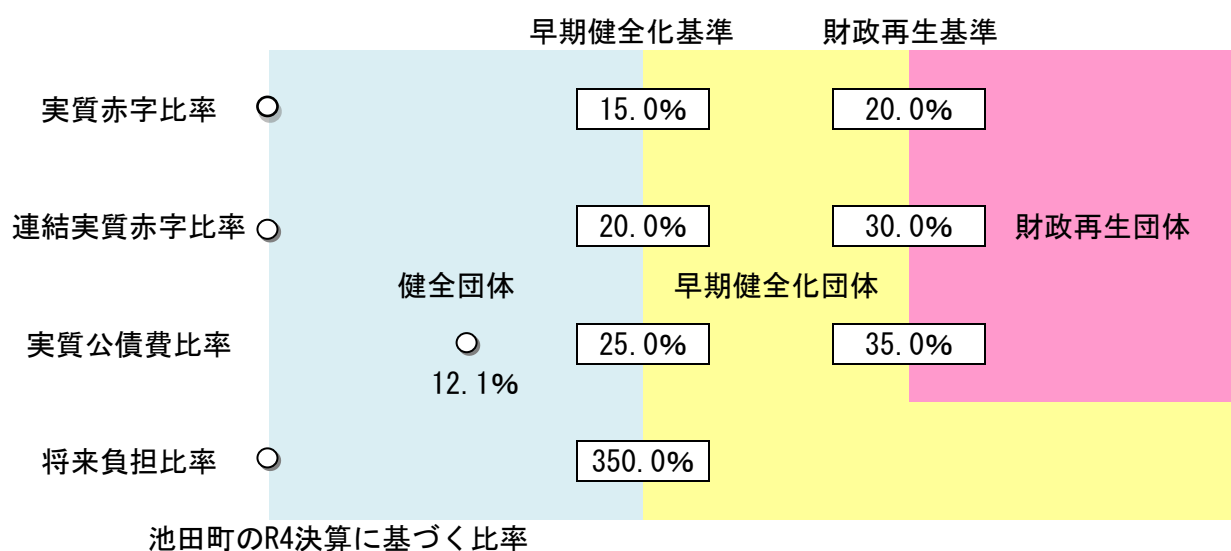
また、県知事は計画の実施状況を踏まえて、財政の早期健全化のために必要な勧告を行い、総務大臣に報告し、公表することとされています。勧告を受けた自治体の首長は、勧告の内容を議会に報告し、監査委員等に通知しなければならないこととされています。

(3) 財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上になった場合は、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、著しく悪化した要因の分析や最短での解消方法などを目標とし、議会の議決を経て策定、公表するとともに、総務大臣への報告、実施状況の議会への報告と公表などが義務付けられています。

また、この計画に総務大臣の同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除く地方債の起債ができないこととなっています。



・ 早期健全化団体

早期健全化計画を定め、実質赤字比率を0%、その他の比率を早期健全化基準以下にする。

・ 財政再生団体

財政再生計画を定め、実質赤字比率を0%、その他の比率を早期健全化基準以下にする。

5 各比率の算定式

(1) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 [(イ＋ロ) － (ハ＋ニ)]}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

- イ 普通会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の公営事業会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 普通会計及び公営企業以外の公営事業会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(趣旨) 普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容（イからホの合計額）

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 普通会計から公営事業会計への繰出金等のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ハ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

○基準財政需要額

合理的かつ妥当な水準で行政活動を行う上で必要な財政需要を算定した額

(4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(趣旨) 普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- イ 普通会計の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 普通会計以外の会計の地方債の元金償還に充てる普通会計からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、普通会計の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した普通会計の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち普通会計の負担見込額

○将来負担額から控除されるもの

- リ イからヘに充当することができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(5) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額

法適用企業 = [流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産]－解消可能資金不足額

法非適用企業 = [繰上充用額＋支払繰延・事業繰越 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高]－解消可能資金不足額

健全化判断比率等における『標準財政規模』

地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第12条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む）